

平成23年度農業農村整備事業等補助事業の 事後評価（完了後の評価）の進め方について

1 事後評価の目的

事業完了後一定期間（おおむね5年）経過後に、事業による効果の発現状況等について確認するとともに総合的かつ客観的に評価を実施することにより、今後の事業の在り方の検討及び事業評価手法の改善等に活用し、事業の効率的・効果的な実施に寄与。

2 評価の対象

農業農村整備事業等補助事業の平成17年度完了地区のうち総事業費10億円以上の地区。
ただし、完了後の評価は、政策評価法により評価の義務づけがなされていないことから、事業実施主体の協力が得られる範囲内で実施。

①評価対象地区数

平成17年度事業完了地区数：18事業種1,384地区（うち北海道：13事業種171地区）
うち総事業費10億円以上：17事業種 435地区（うち北海道：12事業種 63地区）
※東日本大震災等の影響を受けた地区については、本年度は未実施。

②評価実施地区数

17事業種 87地区（うち北海道：10事業種 18地区）

3 評価の進め方

(1) 評価の実施主体

各地方農政局等（北海道の事業は本省）に事業評価委員会を設置し、評価を実施。

(2) 評価地区の決定手順

評価対象となるすべての事業種について、評価が実施されるよう事業実施主体に協力依頼。

その際、特に、①事業費の大きい地区、②事業費が当初計画より増加している地区、
③事業工期が大幅に延伸している地区等については、評価が実施されるよう事業実施主体に強く要請。

なお、評価実施地区の選定手順については、技術検討会にて第三者に説明。

(3) 地区別結果書の作成

事業実施主体からの資料提供を基に、評価実施地区の地区別結果書を取りまとめる。

【評価項目】

- ① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化
- ② 事業効果の発現状況（費用対効果分析の結果を含む。）
- ③ 事業により整備された施設の管理状況
- ④ 事業実施による環境の変化
- ⑤ 社会経済情勢の変化
- ⑥ 今後の課題等

(4) 第三者の意見の聴取

多様な意見の反映、客観性の確保という観点から、すべての評価実施地区について、第三者の意見を聴取し、その意見を取りまとめて地区別結果書に反映。

この際、各地方農政局等に補助事業評価に関する技術検討会を設置し、学識経験を有する第三者の技術的・専門的な知見を活用。

(5) 地区別結果書の報告等

各局の地区別結果書は、平成24年2月末までに本省に報告。

本省において、各局の地区別結果書を基に事業種ごとの「評価結果」及び「第三者の意見」を取りまとめる。

5 事後評価結果の公表

平成24年3月末に「公共事業の事業評価書（農業農村整備事業等補助事業の完了後の評価）」を公表（HP公表）。地区別結果書は、各局のHPでも公表。

(参考) H23補助事業の事後評価実施地区

事業名	H17完了 地区数	うち総事業費 10億円以上	H23評価実施地区数	
			全 国	北海道
かんがい排水事業	64	22	9	2
経営体育成基盤整備事業	221	116	14	4
畑地帯総合整備事業	86	34	6	2
畑地帯開発整備事業	4	4	3	—
農道整備事業	135	49	11	2
農業集落排水事業	121	57	7	—
農村総合整備事業	30	17	3	—
農村振興総合整備事業	45	13	2	—
田園整備事業	12	6	3	—
地域用水環境整備事業	40	1	1	1
中山間総合整備事業	87	61	9	2
農地防災事業	369	21	6	1
農地保全事業	90	10	3	1
農村環境保全対策事業	7	2	2	—
海岸保全施設整備事業(農地)	16	3	1	—
草地畜産基盤整備事業	36	16	6	2
畜産環境総合整備事業	18	3	1	1
計	1,384	435	87	18